



# 個別注記表

(令和 5年4月1日～令和 6年3月31日)

## 重要な会計方針に係わる事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理)

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 新車、中古車は低価法

##### ② 部品は移動平均法による原価法

##### ③ 貯蔵品は最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ・有形固定資産

法人税法の規定による定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)及び

平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備・構築物は定額法による

平成30年4月1日以降は車両運搬具以外のものは定額法による

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については

貸倒実績率の計算により計上。貸倒懸念債権特定の債権については個別に回収可能性を

検討し、回収不能見込額を計上

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程の当事業年度末における退職給付

要支給額を計上

(要支給額に直近の昇給率と割引率を織り込み、将来の給付額増と給付債務を現在価値に割引き計上)

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づき、期末要支給額を

計上

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、

通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理による

ただし、平成20年4月1日以降にリース開始する、契約1件当たりのリース料総額が3百万円以上の

取引に関しては、売買取引(オンバランス)による会計処理による

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税抜方式による

### 5. 会計方針の変更に関する注記

#### (1) 収益認識に関する会計基準の適用(令和3年度期首より)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018 年3月30日公表分。以下「収益

認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針

第30号 2018 年3月30日公表分)を、令和3年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの

支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で

収益を認識することといたしました。

##### ① 新車及び中古車小売販売

令和3年4月1日より、顧客への商品の受け渡し時点を「財又はサービスの支配が顧客に移転した時点」、

「登録」から「納車」へ収益を認識する時点を変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な

取扱いに従っていることによって令和3年度の売上高・売上原価・売上利益・営業利益・経常利益及び

税金等調整前当期純利益に軽微な影響があります。

### 6. その他の注記

・ 部品の棚卸廃棄損及び棚卸差益損は、部品売上原価へ計上していることによって、営業利益が

1,242千円減少している

以上